

平成27年度の福岡県建設工事入札参加資格審査申請について

福岡県が、発注する建設工事の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を行い、資格名簿を作成しますので、審査を希望される方は、この案内をよくお読み下さい。

1 申請書を提出できない方について

次の欠格要件に該当する方は、入札参加資格審査申請書を提出できません。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、法第3条1項に規定する建設業の許可を受けていない者
- ② 法第27条の29に規定する経営事項審査の総合評定値の通知を受けていない者
- ③ 成年被後見人若しくは被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ④ 次の各号に該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者
ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
カ ア～オの一に該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- ⑤ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- ⑥ 暴力団員である者。若しくは、法人でその役員が暴力団員であるもの

2 経営事項審査の審査基準日について

平成27年度名簿の資格審査申請を行う場合、経営事項審査については、平成25年10月1日から平成26年9月30日までを審査基準日とする結果通知書が必要となります。